

◎配偶者からの暴力の防止及び被害者

の保護に関する法律の一部を改正す

る法律

(平成二五年七月三日法律第七二号)(参)

一、提案理由(平成二五年六月二日・参議院本会議)

○相原久美子君 たいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会を代表して、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

まず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法は、平成十三年に、参議院共生社会に関する調査会において超党派によりなされた立法であります。近年、デートDVと呼ばれる交際相手からの暴力が社会的に問題となっており、被害者やその親族が加害者によって殺害されるという痛ましい事件も生じている中で、特に生活の本拠を共にしている場合の被害者については、現行の法制度による被害者の救済に制約があり、迅速な救済を図ることが難しい実情となつ

ているという認識の下、被害者や関係団体を中心に、DV防止法の改正による同法の適用対象の拡大を求める声が高まっております。

本法律案は、こうした被害者の声にこたえ、各党における検討を踏まえ、立案したものであります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

この改正案においては、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律の規定を準用することとしております。なお、婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない交際は対象から除外しております。

これにより、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者についても、被害者に対する相談、援助、保護や、重大な危害を加えられるおそれがある場合における保護命令の発令など、当該暴力の防止及びその被害者の保護に関する施策を講ずることにより、その救済を迅速に図ることができることとなっております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしております。

.....(略).....

以上が両法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、両法律案は内閣委員会においていずれも全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二五年六月二六日)

○平井たくや君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護のあり方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠をとにもする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講ずるものであります。

.....(略).....

両案は、参議院提出に係るもので、六月二十一日日本委員会に付託され、二十五日、相原参議院内閣委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終局後、採決の結果、両案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律